

記者発表資料

平成 29 年 5 月 23 日 (火)

日 高 市

都市計画課 建築指導・開発指導担当

Tel.042-989-2111 内線 3301

課長 長谷川 浩一

担当者職・氏名 主幹 石井 弘和

木造住宅の耐震改修費補助金を拡充しました

市では、地震災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、耐震化率を現在の76.2%から95%まで引き上げる日高市建築物耐震改修促進計画を定めました。

特に、木造住宅の耐震化促進を図るため、日高市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の一部を改正し、補助額の上限を最大60万円に拡充しました。

対象となる建築物

補助金の対象となる建築物は、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定された下記の要件を満たす一戸建て住宅または兼用住宅です。

1. 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
2. 居住以外の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であること
3. 木造在来軸組工法または木造枠組壁工法によって建築されたものであること
4. 階数が地上2階以下のものであること

補助する金額

対象建築物1戸につき、耐震改修に要した費用の23%（上限20万円）から、耐震改修に要した費用の2分の1以内（上限50万円、ただし市内事業者で耐震改修を行う場合は上限60万円）に拡充しました。

なお、同一建築物に対する補助金の交付は1回とします。